

今年4月に桜の苗木1,000本 を阿蘇市に寄贈された「ND R株式会社」代表取締役村上 美廣氏(熊本市出身、埼玉県 在住)。「阿蘇市は自然景観を 損なわない、環境に優しい産 業で活性化してほしい」と語 る村上社長。自社が桜をチッ プ状にし化粧品や医薬品とし ての製品化を目指す関係で、 全国で桜の植栽地を検討。「子 どもの頃から大好きだった阿 蘇の地が一番によぎった」と、 阿蘇市での起業を検討されて おられます。

「環境に優しい産業で市の活性を」(村上社長談)

『桜の木』の資源利用~

しょう。 花も美しいので、 植栽できます。 当たり100本程度の桜が植栽できます。 です。切ったところから芽が出て、 今注目されています。 年間)ので、非常に効率が良いです。 て出荷できませ いる方には大変な問題と思います。 そんな樹木に変わり、 また、桜を植栽することで水源涵養にもつながり スギやヒノキは植栽して50年以上も育てなければ商品とし 現 在、 観光の目玉としての活用も考えられ スギやヒノキの需要が低迷しており、 春に阿蘇市一帯が桜色に染まるのもい チップとしての商品化が進んでい 植栽から4~5年で出荷できる桜 何度も出荷できる(たとえば畑では10アー 山でも同じように います。 環境 ます

20 }

ル

うる 30 の

桜の資源としての可能性についてお聞きました。 される「NDR株式会社」代表取締役村上美廣氏から て利用でき、農林業の新たな展開につながると提案 観賞が主体である桜が医薬品や化粧 品 の)原料とし



村上社長の提案をうけ一部の農家の方が試験的に1ha栽培される予定です。

に優

11

い産業ですの

新たな資源として桜を植栽してみては

「知らなかった」 では、損をする

病気やけがで障害の状態になったとき、 **喧害基礎年金**

国民年金加入中に病気やケガで障害が残ったときや20歳前に受診した病気やけがで一定 の障害状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金の受給要件(国民年金加入中)

初診日(病気やケガで初めて医師の診察を受けた日)において国民年金の加入者であること。 初診日の前々月までに、保険料を納めた期間(厚生年金加入期間等を含む)と免除期間(若年者納 付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合算した期間が加入期間の3分の2以上であること。

保険料納付要件の特例

上記 に該当しない場合でも、平成28年3月31日までに初診日がある場合、初診日の属する 月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がなければ受けられます。

20歳前に初診日があり、20歳に達したときに一定の障害状態にある場合は、20歳から障害基礎年金

が支給されます。ただし、本人に所得がある場合は、その所得 額に応じて年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

障害年金の相談について

障害年金について相談されるときは、事前に初診日(障 害の原因となった病気で初めて医師の診察を受けた日)の ご確認をお願いします。

相談窓口は市民環境課及び各支所市民係窓口です。

市民環境課 22-3135

障害認定日とは

原則として病気やケガで初めて医師の診察 を受けた日から1年6ケ月を経過した日。 又は病状が固定した日のことです。例外と して、人工透析は受けた日から3ヶ月を経 過した日(初診日から1年6ヶ月以内の日 に限る)心臓ペースメーカ装着あるいは手 足の切断等は、当日が障害認定日となります。